

認定第 3 号

平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要

後期高齢者医療保険につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行い、その徴収等は各市町村が行うことから、徴収した保険料を広域連合に納付するため、特別会計において処理することとなっています。

後期高齢者医療保険の加入状況は、被保険者数3,162人で前年度比154人（5.1%）増となっています。

平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が298,771千円で前年度比23,035千円（8.4%）の増、歳出総額が296,349千円で22,160千円（8.1%）の増となり、歳入歳出差引額は2,275千円の黒字となっています。

歳入の主な内容は、保険料が223,017千円で前年度比20,477千円（10.1%）の増、繰入金73,781千円で2,275千円（3.2%）の増、繰越金が1,546千円で417千円（36.9%）の増となっています。

歳出の主な内容は、総務費が11,800千円で前年度比137千円（1.2%）の増、後期高齢者医療広域連合納付金が284,252千円で22,181千円（8.5%）の増となっています。

以上が、平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計の決算概要です。